

平成 26 年 8 月 12 日

大阪府なにわ南府税事務所長

竹田 隆夫 様

自治労大阪府職員労働組合税務支部なにわ南分会

分会長



平成 27 年度予算編成等に向けた職場環境整備等の要求書

組合員が安心して働き続けることができる職場環境の確立のため、下記の通り要求するので誠意ある回答を要求する。

記

1. 従来からの労使慣行を遵守し労働条件の変更にあたっては一方的な実施は行わないこと。

2. 職員の健康管理について

- (1) 安全衛生委員会の機能を強化し、組合員の健康管理体制を充実すること。
- (2) 冷暖房運転・換気操作については職員の健康管理に留意して行い、運転期間に関わらず年間を通じて各フロアの適温保持の対策を行うこと。
- (3) 1階にある唯一の会議室は、様々な事務打合わせ等に活用し利用頻度も高く、また、お昼の窓口の交代職員の休養室でも利用されている。しかしながら、空調がないため、夏は暑くて利用ができない状態であり、職員の健康管理にも影響しかねない。このため、会議室兼休養室に空調機を設置すること。
- (4) 定期健康診断・特別健康診断の内容を充実させるとともに、受診対象者への周知を徹底すること。
- (5) パソコンのディスプレイが放つ強い可視光線（ブルーライト）は、人体に悪い影響を与えると言われており、VDT検査等、職員の健康を守るため、可視光線を抑える遮断シートの貼り付けなどの対策を行うこと。

3. 職場の労働安全衛生の観点から執務室等の保全・改善を行うこと。

- (1) 椅子については、高さ調整ができないものがあり、腰を痛めることもあるので、定期点検を行い、修繕が必要なものについては速やかに改善を行うこと。
- (2) 手洗いの勧奨、安全衛生の観点からトイレの手洗器を自動化すること。
- (3) 事務所には、そもそも駐輪場がなく、駐車場スペースに駐輪しているが一部は雨ざらしの状態で整備不良にもなる。このため雨除けの駐輪所を設置し、自転車の整備を図って、職員が交通安全を守り、安心して自転車を利用できるよう環境整備をすること。また、駐車場については、安全確保のため出庫シグナルを設置すること。

(要 望)

- 1 公用車および庁用自動車運転に係る交通事故に関して、運転者が交通法規を遵守し適正な運転状況下における不慮の事故に対しては、処分に係る分限条例の改正と求償権の放棄すること。
- 2 帰庁した公用車が満車のために駐車できないことがある。やむなく駐車線以外に停車し、出庫まで待機するが、来庁者の迷惑であるとともに駐車場内での無用なトラブルを誘発するおそれがある。公用車駐車場の明示を行い、スペースの確保すること。
- 3 電話機の録音機能・ナンバーディスプレイを設置すること。
- 4 災害等の緊急時における来庁者と職員の避難経路と誘導方法の確認をすること。
- 5 人事異動については、本人の意向を尊重すること。

以 上